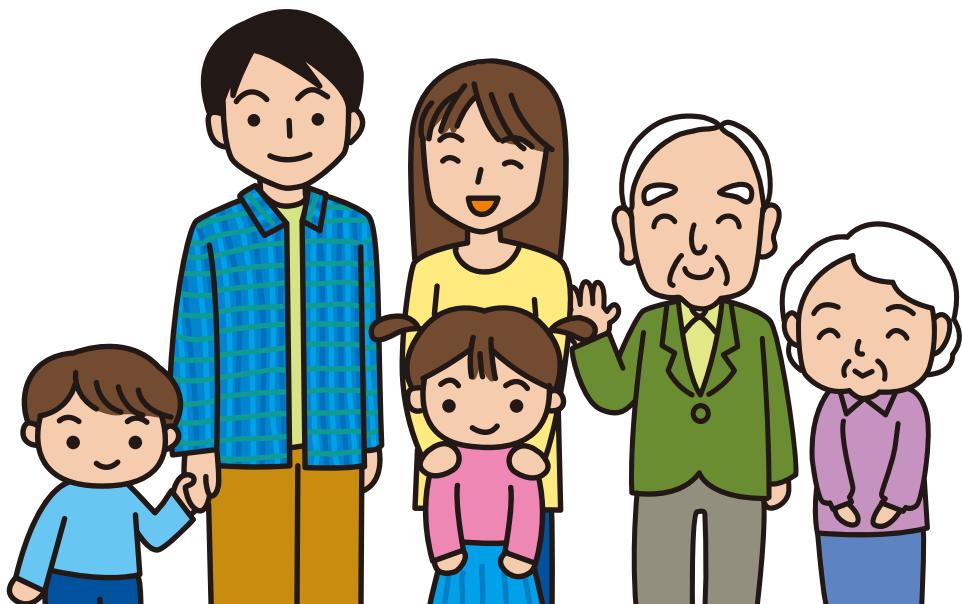


第2期徳島市地域福祉計画

概要版

だれもが住み慣れた地域で
安心して暮らせるまちの実現



平成 29年 6月

徳 島 市

計画策定の趣旨

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、平成 22 年 1 月に「徳島市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉関係団体等の主体的な福祉への取組み支援等の施策を進めてきました。

このたび、「徳島市地域福祉計画」の計画期間が平成 28 年度で終了することから、今後も住民、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して地域における様々な福祉課題解決に取り組むことを目指し、「第2期徳島市地域福祉計画」を策定しました。

計画の期間

計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に社会経済情勢や制度改正等、状況が変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

基本理念

日々生活を行う場である身近な地域社会において、住民の一人ひとりが住み慣れた地域で障害の有無や年齢等に関わらず、安心して暮らせるまちの実現を目指すため、地域福祉推進に当たっての基本理念を次のとおり掲げます。

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現



施策体系

【基本理念】

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現

【基本目標】

基本目標 1

地域住民としての
意識づくり

- (1) 地域の連携の強化
- (2) 福祉活動への参加の促進
- (3) 支え合う意識の高揚
- (4) 世代間交流の促進

- (1) 相談体制の整備
- (2) 情報提供体制の整備
- (3) ニーズに応じたサービスの提供
- (4) 援護が必要な人への柔軟な対応
- (5) 地域活動団体への支援
- (6) 支援が必要な人への対応
- (7) 生活困窮者への自立支援
- (8) 自殺予防への対応

基本目標 3

地域福祉の担い手
づくり

- (1) 子どもたちの思いやりの心の育成
- (2) 福祉意識の普及啓発
- (3) 地域福祉リーダーの育成
- (4) ボランティア活動やNPO活動の推進
- (5) 専門的な活動ができる人材の確保

基本目標 4

地域における福祉の
環境づくり

- (1) 住みやすいまちづくり
- (2) 人にやさしいまちづくり
- (3) 安心・安全なまちづくり
- (4) 要配慮者への支援の充実
- (5) 地域に合った取組みの推進
- (6) 地域包括ケアシステムの推進

【施 策】



基本目標1 地域住民としての意識づくり

地域福祉活動を進めるに当たり、私たちは地域の一員であることを自覚しなければなりません。

地域には様々な人が多様性を持ちながら暮らしています。その多様性について理解を深め、認め合いながら、お互いが支え合う地域となるよう、福祉の意識を高めていく取組みを進めます。

1 地域の連携の強化

市民がお互いに尊重し、認め合うことが人間関係を築くうえでの基本となります。身近なところから挨拶等を交わし、お互いを知り、理解し、認め合うことができるよう、地域で共に生きる意識の向上を目指します。

みんなでやってみましょう！

- ◇性別や年齢に関係なく、恥ずかしがらずに大きな声で挨拶や声かけを積極的に行いましょう。
- ◇ひとり暮らしの高齢者等の話し相手になりましょう。
- ◇隣近所で困っていたら助け合いましょう。

2 福祉活動への参加の促進

人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加するように働きかけます。

みんなでやってみましょう！

- ◇地域のことに関心を持ちましょう。
- ◇地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。
- ◇福祉活動への参加を積極的に呼びかけましょう。

3 支え合う意識の高揚

心のバリアフリー等を意識してその多様性について理解を深め、認め合いながら、お互いが支え合う地域にするため、福祉の意識を高めていく取組みを推進します。

みんなでやってみましょう！

- ◇心のバリアフリーを実践するように努めましょう。
- ◇高齢者や障害のある人への理解を深めましょう。
- ◇虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、小さなことでもすぐに行政や関係機関に通報・相談しましょう。

4 世代間交流の促進

地域住民が世代間の隔たりがなくつながり、お互いを思いやり、助け合う関係を育むため、地域の交流づくりを支援します。

みんなでやってみましょう！

- ◇地域のイベントには積極的に参加し、高齢者や子どもと接する機会を持ちましょう。

基本目標2 サービスが利用しやすい仕組みづくり

情報提供の内容や手段などを工夫しながら、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めます。また、ニーズを把握し、ニーズに合った適切なサービスの提供に努めます。

1 相談体制の整備

だれもが気軽に相談できる窓口の周知を図り、また、地域の民生委員・児童委員等や相談窓口、相談支援機関を含む様々な専門機関が、お互いに連携し、総合的な相談・支援体制の確立を目指します。

みんなでやってみましょう！

- ◇問題を抱えこまず、積極的に相談しましょう。
- ◇支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。
- ◇地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員・児童委員等との連携を深めましょう。

2 情報提供体制の整備

広報紙やパンフレット、市のホームページや窓口等による情報提供体制を維持するとともに、近所や地域内で情報を共有することが重要です。また、障害者や高齢者等には、障害や身体の状況に応じた情報提供を行います。

みんなでやってみましょう！

- ◇広報紙や回覧板等をよく読み、関心を持って情報を得るようになります。
- ◇サービスを必要とする人に対して、民生委員・児童委員等と協力して情報を提供しましょう。
- ◇インターネットや情報通信機器を活用しましょう。

3 ニーズに応じたサービスの提供

市民の要望や生活実態をより正確に把握するためには、近隣同士での声かけや見守り活動が必要となります。一人ひとりのニーズに合わせたサービスを提供するためには、市と地域が連携し、サービスの実施を推進します。

みんなでやってみましょう！

- ◇ひとり暮らしの高齢者等の「ちょっとしたこと・変化」に気を配りましょう。
- ◇隣近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、市やサービス事業者に伝えましょう。
- ◇市やサービス事業者に対して、サービスについての要望や意見を伝えましょう。

4 援護が必要な人への柔軟な対応

財産の管理や福祉サービスの利用等といった身の回りのことを一人で行うことに対する不安がある人の支援を、制度や利用方法の周知を通じて積極的に行います。

みんなでやってみましょう！

- ◇成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その趣旨や利用方法等を学んでいきましょう。
- ◇声かけ、見守り活動により、援護が必要な人の異変を早期に発見しましょう。
- ◇困っている高齢者や障害のある人の移動の協力をしましょう。

5 地域活動団体への支援

各団体の活動を通して、支援を必要としている人が、地域の中で自立した生活が送れるように支援するとともに、市民や地域に対して積極的にPRし、理解や協力を得るよう努めます。

みんなでやってみましょう！

- ◇団体の活動内容や状況について理解を深めましょう。
- ◇日常的な支援や災害時の救助方法について、機会を捉えて団体と話し合いましょう。

6 支援が必要な人への対応

要支援者を把握することが必要であり、解決に向けて専門家を交えて協議する等、プライバシーに配慮しながら慎重かつ適切な対応に努めます。

みんなでやってみましょう！

- ◇異変や問題を発見したら、小さなことでも迷わず関係機関に連絡・相談しましょう。（特に児童虐待については市民に通告義務があることを理解しておきましょう。）
- ◇日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、問題発生の予防に努めましょう。

7 生活困窮者への自立支援

町内会や民生委員・児童委員等の地域の見守りにおいて、生活困窮者を把握し、適切な支援が受けられるよう、相談窓口等の情報提供を行うとともに、当事者のニーズの把握に努めます。

みんなでやってみましょう！

- ◇生活困窮者が孤立しないよう、日頃から声かけ、挨拶を行いましょう。
- ◇生活困窮者を発見した場合は、生活困窮者の自立相談支援機関に連絡・相談しましょう。

8 自殺予防への対応

関係機関や民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、地域で自殺予防の体制を構築していきます。また、相談機関の周知やリーフレットの作成等の自殺予防対策の普及啓発事業を推進します。

みんなでやってみましょう！

- ◇近所の人とお互いに相談ができる関係を築きましょう。
- ◇悩んでいる人がいたら声をかけるようにしましょう。
- ◇専門機関による対応が必要な場合は、速やかに相談・連絡しましょう。



基本目標3 地域福祉の担い手づくり

一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って生活していくためには、子どもの頃から自然に福祉の心を身につけることが必要です。また、様々な機会を捉えてリーダーの発掘を行うとともに、専門的な活動のできる人材の育成を支援します。

1 子どもたちの思いやりの心の育成

子どもの頃から、家庭・地域・学校でのふれあい、活動、体験及び教育・学習等を通して、人権意識と福祉の心を育むとともに、地域福祉の必要性への関心と理解を進めます。

みんなでやってみましょう！

- ◇家庭で基本的な生活習慣を身につけましょう。
- ◇家族で地域の福祉活動に参加しましょう。
- ◇保護者は、幼い頃から思いやりの心を育むように努めましょう。

2 福祉意識の普及啓発

具体的な体験を通し、どうすれば地域が住みよいものになるかを考え、支援を必要とする人々と同じ目線で考える機会として、各種講座やフォーラムの開催等を推進します。

みんなでやってみましょう！

- ◇一人ひとりが福祉の問題を自分自身のこととして捉えましょう。
- ◇福祉活動へ参加する仲間づくりを進めましょう。
- ◇地域の福祉活動に参加しましょう。

3 地域福祉リーダーの育成

講座や研修等を通じた長期的な視点から地域資源である人材を掘り起こし、リーダーの育成に努めます。

みんなでやってみましょう！

- ◇地域の活動に参加、協力しましょう。
- ◇高齢者等が今まで身につけた知識や技術、経験等を人材の育成に活かしましょう。
- ◇地域のリーダーの発掘や養成に努めましょう。

4 ボランティア活動やNPO活動の推進

気軽に参加でき、活発な趣味グループの活動を地域福祉活動に結びつけていくような仕組みづくりや、元気な高齢者、若い世代が地域福祉の担い手として活躍できる場を創出します。

みんなでやってみましょう！

- ◇ボランティアやNPOの活動に関心を持ちましょう。
- ◇できることから、ボランティア活動を始めましょう。
- ◇各種広報やホームページ等を利用して、活動に必要な情報を入手しましょう。

5 専門的な活動ができる人材の確保

福祉に携わる職員の資質向上や新たな人材を育成し確保するほか、有資格者、技能者を発掘するため、資格取得や専門的な知識の習得を支援する仕組みづくりを進めるとともに、人材のネットワーク化を図ります。

みんなでやってみましょう！

- ◇資格を持っている人は、その専門性を活かして積極的に活動しましょう。
- ◇各種講座や研修を修了した後は、得た知識等を活動に活かしましょう。



基本目標4 地域における福祉の環境づくり

施設や道路といったハードだけでなく、自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りや思いやりの気持ちを大切にし、人にやさしいまちの実現に努めます。

1 住みやすいまちづくり

公共施設へのユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、外出や移動の際にも徒歩や自転車、公共交通機関の利用時のいずれでも安全・安心に移動できるよう、環境を整備し、住みやすいまちづくりを進めます。

みんなでやってみましょう！

- ◇道路の段差や通行に危険な箇所、壊れた箇所を見つけたら管理者に連絡しましょう。
- ◇道路の段差や階段等で、通行に困っている人がいたら積極的に声をかけましょう。

2 人にやさしいまちづくり

みんなで「心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）」を実践し、だれもが気持ちよく安心して生活できる環境づくりを進めます。

みんなでやってみましょう！

- ◇違法や迷惑となる駐車・駐輪をやめましょう。
- ◇点字ブロックの上に自転車や物等を置かないようにしましょう。
- ◇困っている高齢者や障害のある人を見かけたら、積極的に手助けしましょう。

3 安心・安全なまちづくり

防災に関する一人ひとりの意識向上とともに、平常時から地域において防災の体制づくりに取り組み、地域の自主防災・減災力を高めます。また、一人ひとりが防犯意識を高め、地域ぐるみで見守りを行い、安心・安全なまちづくりを進めます。

みんなでやってみましょう！

- ◇自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ◇災害に備え、地域内の危険な場所を確認しましょう。
- ◇犯罪が起こらない地域となるように防犯活動を進めましょう。



4 要配慮者への支援の充実

本市で作成している避難行動要支援者名簿の情報を防災関係機関、民生委員・児童委員等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援等に活用するとともに、災害時に避難行動要支援者を支援する体制を整えます。

みんなでやってみましょう！

- ◇日頃から地域での挨拶や声かけを行い、高齢者、障害がある人等の避難行動要支援者やその家族を見守りましょう。
- ◇子どもや高齢者、障害のある人等の防災訓練への参加を呼びかけましょう。
- ◇日頃から防災に関する知識を習得し、非常持ち出し袋を準備する等、非常時に備えましょう。

5 地域に合った取組みの推進

地域住民が集まって話す場や機会を設け、継続的な取組みを推進し、各地域のそれぞれの課題の解決を図ります。

みんなでやってみましょう！

- ◇地域に合った新しい助け合いの方法を検討しましょう。
- ◇地域の懇談会等には積極的に参加し、地域の課題解決を進めましょう。

6 地域包括ケアシステムの推進

すべての人が住み慣れた地域で、最後まで自分らしく、安心して暮らし続けることができるような地域包括ケアシステムの構築を目指して、福祉・保健・医療の専門領域と、地域住民を中心とした日常生活圏域のつながりの強化を推進します。

みんなでやってみましょう！

- ◇自ら健康管理・介護予防を行いましょう。
- ◇積極的な社会参加・社会的役割を持ち、生きがいを持った生活を送りましょう。
- ◇本人・家族が在宅生活を選択することの意味を理解し、そのための心構えを持ちましょう。

第2期徳島市地域福祉計画についてのお問い合わせ

徳島市 保健福祉部 保健福祉政策課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL 088-621-5175 FAX 088-655-6560

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>